

保育所・認定こども園（保育利用）・小規模保育事業所・事業所内保育事業等の利用者負担額
 （令和7年4月～）

【令和7年度】北上市2・3号認定子ども利用者負担額表（月額）（単位：円）

階層区分		認定区分ごとの利用者負担額		きょうだいがいる場合の 利用者負担軽減（多子軽減）		利用者負担
定義	階層	3歳未満児 （R4.4.2生～）		多子軽減の 算定対象となる 子ども	年齢順で2人目以降	3歳以上児 （H31.4.2～R4.4.1生）
		標準時間	短時間			標準時間 短時間
生活保護法による被保護世帯	A	0	0	「生計を一にする子ども」 ※年齢制限なし	無償	無償 （階層なし）
市町村民税非課税世帯	B	0	0			
市町村民税均等割のみ課税	C1	4,500	4,400			
市町村民税所得割額	30,000 円未満	C2	6,500			
	30,000 円以上 48,600 円未満	C3	8,000			
	48,600 円以上 57,700 円未満	D1	9,000			
	57,700 円以上 77,101 円未満	D2	10,500			
	77,101 円以上 83,800 円未満	D3	11,500			
	83,800 円以上 97,000 円未満	D4	13,500			
	97,000 円以上 122,200 円未満	D5	15,000			
	122,200 円以上 146,100 円未満	D6	17,500			
	146,100 円以上 169,000 円未満	D7	20,000			
	169,000 円以上 198,700 円未満	D8	22,000			
	198,700 円以上 256,400 円未満	D9	25,500			
	256,400 円以上 301,000 円未満	D10	28,500			
	301,000 円以上 397,000 円未満	D11	31,500			
	397,000 円以上	D12	33,000			

*ひとり親世帯等とは

次のいずれかに該当する世帯
 ・母子世帯・父子世帯（事実婚状態の世帯を除く）
 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人がいる世帯
 ・特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等を受給している人がいる世帯
 ・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認める世帯

*生計を一にする子どもとは

同居している場合のほか、児童手当の対象児童、税法上の扶養親族、健康保険の被扶養者等は「生計を一にする」とみなします。また勤務、就学、療養等により同居していない場合でも、常に生活費、学資金、療養費等の送金をしている場合は、「生計を一にする」とみなすことがあります。
 （例）寮で暮らす高校生、市外のアパート等に下宿している大学生など



(単位：円)

ひとり親世帯等への利用者負担軽減措置

階層	認定区分ごとの利用者負担額		きょうだいがいる場合の 利用者負担軽減（多子軽減）		利用者負担	
	3歳未満児 (R4.4.2生～)		多子軽減の 算定対象となる 子ども	年齢順で2人目以降	3歳以上児 (H31.4.2～R4.4.1生)	
	標準時間	短時間			標準時間	短時間
C1※	1,900	1,900	「生計を一にする子ども」 ※年齢制限なし	無償		無償 (階層なし)
C2※	2,900	2,900				
C3※	3,600	3,600				
D1※	4,000	4,000				
D2※	4,200	4,200				
D3※	5,700	5,600				
D4※	6,700	6,600				
D5※	7,500	7,300				
D6※	8,700	8,600				
D7※	10,000	9,800				

- 備考
- 1 階層は父母（不在の場合は祖父母等）及び家計の主宰者の市町村民税の合算額で決定します。（父母の市町村民税所得割額の合算が0円の場合、住民票上、同居する祖父母等で市町村民税額が高い方を家計の主宰者とみなして算定します。）
 2 利用者負担額の4～8月分は令和6年度市民税額、9～翌3月分は令和7年度市民税額により決定します。
 3 年齢区分は年度の初日の前日の年齢により決定します。
 4 未申告等の理由で市町村民税額が確認できない場合は、D12階層として算定し、仮決定します。
 5 市民税の額は、寄付金税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・特定増改築住宅借入金等特別控除をする前の額となります。

■納付方法について

① 保育園利用の場合

保育園保育料は毎月28日（金融機関休業日の場合は、翌営業日）に口座振替の方法により納付してください。口座振替ができない場合は、納付書を発行しますので、納付書に記載の期限までに納付してください。他の市町村の公立保育園を利用の場合は、利用する市町村の定める方法により納付してください。

② 認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業等利用の場合

利用者負担額は、利用する施設の定める方法により、施設へお支払いください。

担当 北上市健康こども部
 子育て支援課保育係
 連絡先 0197-72-8260（直通）

利用者負担額(保育料)の決定について

令和6年度市民税額により、令和7年4月から令和7年8月分までの利用者負担額を決定しました。
(※なお、利用者負担額が空欄の期間は、特別教育・保育給付の認定を受けていない期間となります。)

利用者負担額に係る届出 — こんなときは届出が必要です —

世帯構成(状況)の変更

- ・ 結婚・離婚(事実婚成立・解消も含む。)
- ・ 生活保護の受給、世帯員の障害者手帳等の交付
- ・ 住所変更(世帯分離)、世帯員の転居

市民税の変更等

- ・ 市民税の申告(修正申告)
- ・ (仮決定後の)課税所得証明書の提出

このほか、勤務先の変更、病気などによる1か月以上の休園などは届出が必要となります。

減免措置

次の理由に該当すると認められる場合は、利用者負担額を減免します。減免には申請が必要です。

(1) 災害により、その所有する住宅又は家財にその価額の10分の3以上の損害(保険金、損害賠償金等により補填されるものを除く。)を受け、利用者負担額の納入が困難と認められるもの

(2) 世帯の前年の収入の合計額が生活保護法に定める保護基準に基づいて算定された最低生活費以下のもの

(3) 疾病、事業不振、廃業、失業等により、保護者等の当該年の所得見込額の合計額が、前年の保護者等の所得金額の合計額の2分の1以下に減少し、利用者負担額の納入が困難と認められるもの

(4) 病気その他やむを得ない理由により、長期にわたり通所が不可能となった入所児童を扶養するもの

《3歳以上児対象》 副食費の徴収について

令和6年度市民税額により決定した副食費の免除の可否を通知しますので、ご確認願います。

＊ 副食費免除の基準表

①ひとり親世帯等以外の世帯

階層区分の定義		第1子	第2子	第3子以降	多子カウントの方法
生活保護法による被保護世帯		免除	免除	免除	
市町村民税所得割合算額	非課税	免除	免除	免除	
	均等割のみ～57,700円未満	免除	免除	免除	
	57,700円以上169,000円未満			免除	
	169,000円以上			免除	生計を一にする子ども 就学前子ども

②ひとり親世帯等

階層区分の定義		第1子	第2子	第3子以降	多子カウントの方法
市町村民税所得割合算額	均等割のみ～77,101円未満	免除	免除	免除	
	77,101円以上～169,000円未満		免除	免除	

■問合せ先
北上市健康こども部子育て支援課保育係 TEL 72-8260(直通)